

No. 二十

此如日給額より低下せる場合は日給額を以て俸給
とする事。

一 休業扶助科の改正

休業扶助科は全社主台迄、賃銀百分の六十以上を
支給せしむる也、工場法施行令第六條の但書は削
除する事。

一 障害扶助科の増額

現行

改正増額率

壹萬、五百四十日分以上

、七百三十日分以上